

さくら市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

目 次

1.	計画の趣旨、現状	2
2.	計画の期間	2
3.	目標	3
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

令和8年3月
さくら市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年度給特法等改正に伴い、令和8年4月から教育委員会に計画の策定等が義務付けられたことから、教職員が心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本市における教育の質の更なる向上を図る目的で策定するもの。

(2) 本市の現状

- さくら市では学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「さくら市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりである。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況(令和7年4月-令和8年1月)】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 31 時間 34 分	10.6%	0.0%
中学校	月 46 時間 34 分	53.5%	8.5%

出典：教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査

対象：フルタイムの常勤教員。(講師、助教諭のほか、一年間を通して休職もしくは産休・育休を取得又は短時間勤務であった教員等は除く。)

- 時間外在校等時間は小中学校ともに「教材研究・授業準備」、「クラス・学年業務」により、日常的に業務負担が大きくなっている。更に中学校では、「部活動指導」の業務負担感が大きくなっており、部活動の地域展開を視野に部活動の改革を図ることにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

なお、国や県の動向などを踏まえ、毎年度見直しをしながら推進することとする。

3. 目標

「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」のためには、教職員1人1人のワーク・ライフ・バランスが尊重され、心身ともに健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮し、子どもたちの人生によりよい影響を与えているという実感を持ちながら働ける環境であることが必要であることから、次の目標を設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 時間外在校等時間を1箇月で45時間以内、1年間で360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和7年度の数値】

- 「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に、肯定的に回答した職員の割合を80%以上にする。【66.4%】

※栃木県教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査より

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。【7.2%】

※県採用教職員及び市採用教職員を対象

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(ア) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- 徴収手続き等の精査を進め、集金管理システム等を導入する。

(イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

④ 調査・統計等への回答

- 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- 学校事務体制の強化のため、令和11年度までに共同学校事務室を整備する。

⑤ 部活動

- スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

(ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑥ 授業準備、学習評価や成績処理

- 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑦ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

【参考：学校と教師の業務の3分類 について（文部科学省資料）】

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



(2) 学校における措置の推進

(ア) 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- (イ) 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度
の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- (ウ) デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化などの校務を
効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自
己点検の達成状況を、50%から100%にする。

|(3) 服務管理の徹底に関すること

- (ア) 最終退校時間の設定や業務の平準化を徹底し、時間外在校等時間1箇月45時
間以内、1年間360時間以内等の遵守を徹底する。
- (イ) 休憩時間の確保ができるよう業務量の調整・勤務時間の管理を行うとともに、
「手待時間※」は休憩時間ではないということの周知を図る。また、休憩時間の取
得については、柔軟な取得ができるよう制度の見直し等を含めて検討する。
- (ウ) 学校外の校務として行う業務に直行又は直帰する場合や、土日や祝日等におけ
る校務として行う業務の時間の客観的把握及び勤怠管理システムへの入力を徹
底する。
- (エ) 兼職兼業を行う教員については、勤務管理を行う運営団体等と連携し、勤務時間
等の適切な労務管理を徹底する。

※手待時間・・・使用者の指示があれば直ちに作業に従事しなければならないといった待機時
間を指す。労働基準法第34条第3項では「使用者は、(中略)休憩時間を自
由に利用させなければならない。」ということが規定されており、形式上の休
憩時間中であっても業務と見なされる状態にあった場合は、使用者は、別途休
憩を取得させる必要がある。

|(4) 部活動改革に関すること

- (ア) 教職員の負担軽減の観点から、部活動指導員が生徒への日常的な指導だけでな
く、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う
ことのできる体制の構築を図る。
- (イ) 教職員の長時間勤務の解消等の観点から学校部活動が持続可能なものとなるよ
う、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化を行う。
- (ウ) 教職員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘
案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教職員の勤務時間内
で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分
に留意する。
- (エ) 生徒及び教職員の健全な活動のために、ガイドラインなどに記載されている適切
な活動時間・休養日等の設定を厳守する。

(オ)大会運営への従事については、教職員等に過度な負担をかけない適切な体制を整えることや、持続可能で効率的な運営の在り方について大会主催者等と連携して検討する。

|(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- (ア)1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員から申し出があった場合、及び管理職が必要と判断した場合には医師による面接指導を実施する。
- (イ)11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- (ウ)心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- (エ)年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市 HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対し聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的項目について協力を得られるよう取り組む。